

1. 作成の趣旨・目的

- 食品ロス削減推進法前文において、「まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない人々に提供することを含め、できるだけ食品として活用するようにしていくことが重要」とされており、同法第19条においては、国・地方公共団体においてこうした活動に係る関係者相互の連携の強化等を図るために必要な施策を講ずるものとされている。
- その上で、昨年末に、関係省庁において「食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージ」を取りまとめ、その中では、「一定の管理責任を果たすことができる食品寄附関係者（寄附者、仲介者（フードバンク団体、フードパントリー等））を認定する仕組みなどにより特定するための食品寄附に関するガイドラインを官民で作成し、食品寄附への社会的信頼を高める」とされたところ。
- そこで、既に官民で策定されている既存の各種ガイドライン・手引き等を参照しつつ、各主体が一定の管理責任を果たすことができるようにするために遵守すべき基準や留意事項を示したガイドラインを、官民協議会の形式により作成する。

2. ガイドラインの対象範囲

●ガイドラインの対象となる者

①寄附者（事業者・行政・個人）、②ファシリテーター（マッチング）、③フードバンク、④フードパントリー等、⑤こども食堂等、⑥資源提供者（資金・物流サービス等の提供者）を想定

●ガイドラインの対象となる活動

食ロス法を念頭に置きつつ、福祉等との連携、実費を徴収するケース、有事提供なども対象となり得る。

●ガイドラインの対象となる食品

現状の常温保存品に限らず、ニーズの高い冷蔵・冷凍品の提供も含む。

3. ガイドラインの記載項目

●総論部分

ガイドラインの目的と対象範囲、定義、関係者の役割と責務、関係法令の適用関係、保険の活用、データ・システム活用などの項目を想定

●各論部分

主体ごとに、それぞれが整備すべき体制、ガバナンス、提供先・提供元の選定、契約上の留意点、衛生面等の管理、提供時の注意、事故時の対応、情報管理・財務管理、国・自治体等による支援・連携、中長期的課題などの項目を想定

（参考とする既存のガイドライン・手引き等）（※現時点のもの）

●行政作成

「フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き」（農林水産省）、「フードドライブ実施の手引き」（環境省）、「子ども食堂の活動に関する連携・協力の推進及び子ども食堂の運営上留意すべき事項の周知について（通知）」（厚生労働省）、「国の災害備蓄用食品の有効活用について」（関係府省庁）、「子供食堂スタートブック」（東京都）、「生鮮食品ロス削減活動の手引き」（福岡県等）等

●民間作成

「食品寄贈ガイドラインに関する検討報告書」（こどもスマイリング・プロジェクト・一般社団法人サステナブルフードチェーン協議会）、「こども食堂あんしん手帖」（広がれ、こども食堂の輪！推進会議）、「始めよう！フードパントリー」（埼玉フードパントリーネットワーク）等

●海外作成

「食品の寄附に関するEUガイドライン」（欧州委員会）等